

第3回大空町農業委員会総会議事録

令和5年8月25日 第3回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 斎藤宏幸	2番 上田英樹	3番 渡辺誠
4番 古田牧子	5番 児山高	6番 渡邊恵二
7番 小川一浩	8番 福田英信	9番 福田重幸
10番 佐久間仁	12番 真鍋剛	13番 佐々木経一
15番 仲西政克	16番 高橋敬義	18番 追分敏行
19番 岡本シゲ子	20番 遠藤哲也	21番 佐野一義
22番 先崎教之	23番 丹羽真治	24番 石田正俊

(2) 欠席者

11番 増子昭雄	14番 森英章	17番 小里昭博
----------	---------	----------

2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川大樹	主事 仙石陸
-----------	--------

第3回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

石川局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第3回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、皆様よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
石川局長	<p>次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>毎日酷暑の中、なにかとお忙しい中、委員の皆様におかれましては、第3回農業委員会総会の出席、誠にありがとうございます。</p> <p>まず初めに、本年の小麦の収穫は長雨の予報も出ていたこともありまして、春小麦を含めまして8月4日に刈り取りが終了するという過去に例がないほど早く終了いたしました。収量につきましては、秋小麦・春小麦ともにまずまずの出来だったのではないかと考えております。</p> <p>委員の皆様におかれましては、忙しい中またお暑い中での農地パトロール、どうもご苦労様でした。本年は総じてどの作物も1週間から2週間程度早く生育が進んでおり、すでに本格的に収穫作業も始まり、皆さんお忙しくされているところですが、暑いですので、熱中症に気をつけて作業されて、良い出来秋を迎えられることをご祈念申し上げます。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
石川局長	<p>7月26日開催の第2回総会後の活動状況報告を、お手元に配付の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
石田会長	<p>ただ今より第3回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(午後1時36分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。</p>

石川局長	<p>事務局長。</p> <p>ただいまの出席委員は、21名であります。</p> <p>増子委員、森委員、小里委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第4号までの合計9件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、6番渡邊恵二委員、7番小川委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり農地法（昭和27年法律第229号）第5条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和5年8月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番朗読】</p> <p>この案件につきましては、当該農地に新たに住宅を建設したいとの申請があったもので、現地確認については、第5地区農業委員により、8月9日に現地確認を行っており、既存宅地の隣接地であるため転用はやむを得ないという判断をいただいております。図面につきましては、1ページから4ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。</p> <p>なお、農地法第5条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、8月9日に第5地区委員及び事務局職員で</p>

	<p>現地調査を実施しました。結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 1 番朗読】</p> <p>この件につきましては、女満別町農協が当該農地にシストセンチウ対策農業用機械洗車場を建設したいとの申請があったもので、第 3 地区農業委員さんにより 8 月 1 7 日に現地確認を行っております。図面につきましては 5 ページから 7 ページに掲載をしておりますのでご確認ください。</p> <p>農地法第 5 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、8 月 1 7 日に第 3 地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (〇〇委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和5年8月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第2号利用権設定関係1番朗読】 この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。6月29日に第3地区農業委員により、あっせん会が行われております。図面につきましては、8ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。 なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合していることを確認しております。 以上です。
石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いしま

	す。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員着席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に利用権設定関係2番及び3番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p>【議案第2号利用権設定関係2番及び3番朗読】</p> <p>2番及び3番の案件につきましても、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。6月29日に第3地区農業委員により、あっせん会が行われております。図面につきましては、2番につきましては9ページ、3番につきましては10ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いしま

	す。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係 2 番及び 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号利用権設定関係 2 番及び 3 番について採決しま</p> <p>す。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係 4 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 4 番朗読】</p> <p>この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっ</p> <p>てございます。6 月 29 日に第 3 地区農業委員により、あっせん会が行</p> <p>われてございます。</p> <p>図面につきましては、11 ページから 13 ページに掲載をしてお</p> <p>りますので、ご確認ください。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合してい</p> <p>ることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いしま <p>す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形</p> <p>態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p>

	<p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 4 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 4 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 所有権移転関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
仙石主事	<p>議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和 5 年 8 月 25 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第 3 号所有権移転関係 1 番朗読】 1 番につきましては、農地保有合理化事業に伴う農業公社との買入に係る案件となっております。7 月の総会において買入協議の要請について議決をいただいております。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に議案第4号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。1番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	議案第4号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規程（平成20年農業委員会訓令第3号）に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和5年8月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第4号1番朗読】 この件については、8月18日に第2地区農業委員にて現地調査を行っており、農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。図面につきましては、14ページに掲載しておりますのでご参照願います。 以上です。
石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、8月18日に第2地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、事務局の説明のとおりです。 以上です。
石田会長	これより1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

仙石主事	<p>次に2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p> <p>【議案第4号2番朗読】</p> <p>この件については、8月9日に第5地区農業委員にて現地調査を行っており、農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。図面につきましては、15ページに掲載してございますのでご参照願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、8月9日に第5地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。</p> <p>結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
仙石主事	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則(平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和5年8月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【報告第1号朗読】</p>

石田会長	以上です。
委員	この件について何かご意見ございませんか。
石田会長	(なしの声)
石田会長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。
	(午後 2 時 0 4 分終了)